

＼一時保育を1月以降に利用し始める方へ／

川崎市一時保育システム

を導入します

令和8年1月8日から
利用者登録開始

令和8年1月8日
稼働開始

○川崎市一時保育システムとは…

一時保育実施施設の検索、空き状況の確認、面談予約や利用予約がオンラインでできる※システムです。

※利用予約はシステムで行う施設と電話等で行う施設があります。詳細については一時保育システムで確認してください。

○一時保育の利用には利用者登録と事前面談が必要です

利用者登録から利用までのながれ

- ・システムへアクセスしアカウントを作成
- ・利用したい施設を決め、面談申込みを行い、施設での面談を実施
- ・施設からの利用許可を得た後、利用予約をし利用開始



○減免制度を利用される方へ

- ・減免申請フォームから**別途手続きが必要**となります。
- ・減免制度、必要書類等は減免申請フォームにてご確認ください。
- ・**減免の適用開始は、不備のない必要書類が提出された日**となりますので、利用開始前に申請してください。

減免申請フォームはこちら
(オンライン手続きかわさき)



一時保育システムの詳細については
市ホームページをご確認ください



【お問合せ先】

こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 電話番号：044-200-2662

(1月以降に利用し始める方向けHP)